

講演講師謝礼等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大学 IR コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）が依頼する講演講師等の対価として支払う謝金について必要な事項を定める。

(謝金支払対象者)

第2条 講演講師等への謝金支払対象者は、コンソーシアム正会員に属する者、各種団体に属する者および個人とする。

2 講演講師等がコンソーシアム賛助会員に属する者、もしくはコンソーシアム事務局職員の場合においては、謝金は支給しない。

(謝金の額)

第3条 謝金の額は、別表に掲げる金額を上限とする。ただし、特別な事情がある場合は、理事会の決議を経て変更することがある。

(交通費等の支給)

第4条 交通費、日当、宿泊費等の支給が必要と認められる場合は、講演講師等に対し、別途定めるコンソーシアム旅費規程に規定される額を基準に支給する。なお、講演講師等がコンソーシアム正会員・賛助会員に属する教職員、事務局員である場合にも、同旅費規程に従い支給する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、受入れ書式、手続き等の必要な事項は、会長と事務局が協議して別途定める。

附則

この規程は、2018年4月4日から施行する。

この規程は、2023年10月24日に改正し、2023年9月1日に遡って適用する。

別表

講演講師等 謝金 基準額 (源泉後の金額)

区分	職	講演 (1回あたり)
A	外部の者に講師を依頼する場合で、社会的著名度のある者に講演を依頼する場合の謝金。著名の判断は、会長が行う。	50,000 円
B	外部の者に講師を依頼する場合で、A以外の者に講演を依頼する場合の謝金。	30,000 円
C	正会員に属する者に講師を依頼する場合の謝金。	20,000 円